

特別職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律の概要

総務省

- 一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の国家公務員の給与の額を改定する。

法律概要

1 俸給月額の下げ

- ・ 内閣総理大臣等 一般職の指定職職員に準じて(平均▲0.3%)、引下げ
- ・ 秘書官 一般職の一般職員に準じて(平均▲0.2%)、引下げ

(代表例)

(単位:円)

官職名	改正前	改正後
内閣総理大臣	2,071,000	2,065,000
国務大臣	1,512,000	1,507,000
副大臣	1,448,000	1,444,000
大臣政務官	1,235,000	1,231,000

2 ボーナスの下げ

一般職に準じて、ボーナスの支給月数を引下げ

- ・ 内閣総理大臣等の場合(年間▲0.25月引下げ)

(単位:月)

	改正前	改正後
6月期	1.60	1.45
12月期	1.75	1.65
合計	3.35	3.10

3 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日